

(別紙1)

みやま市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 みやま市から、みやま市移住支援金（以下「支援金」という。）に係る状況報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 2 以下の場合は、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）、みやま市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びみやま市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）偽りその他不正の手段によって支援金の交付を受けたことにより交付決定の取消しを受けた場合：全額
 - （2）支援金の交付申請日から3年未満にみやま市以外の市町村に転出した場合：全額
 - （3）支援金の交付申請日から1年以内に要綱第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）県要綱に基づく起業支援事業に係る交付決定の取消しを受けた場合：全額
 - （5）支援金の交付申請日から3年以上5年以内にみやま市以外の市町村に転出した場合：半額
- 3 みやま市が必要と認める場合は、要綱第3条第1号ウ（ア）の要件について確認するため、警察機関等に照会することについて承諾します。

(別紙2)

みやま市移住支援金に係る個人情報の取扱い

- 1 みやま市は、本支援金の交付申請手続に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 みやま市は、当該個人情報について、国及び福岡県への実施状況の報告、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施等のため、国、福岡県及び他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 みやま市は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。
- 4 みやま市は、世帯全員の市税及び国民健康保険税の収納状況を確認する場合があります。